

# 「碍」の字表記問題再考（1）

## はじめに

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、いままた障害者の「害」の字を「碍」で表記すべきという議論が再燃している。「碍」の字表記論争は1981年の国際障害者年以降に始まり、今日まで長年にわたって障害分野の課題となっている。

そもそも、障害者団体が初めて「障害者」の表記を用いたのは1984年に東京で結成された「全国障害者自立生活確立連絡会」である。そこでの表記は「障害者」ではなく、「障者」であった。障者は「社会の害的な存在」ではなく、逆に「社会の壁」によって生きることに困難を強いられている存在である。その意味で障者という表記を用いたのである。

少し前のことになるが、2009年に自民党から民主党政権に変わり、鳩山由紀夫首相はそれまで政府内に設置されていた障害者施策推進本部を廃止し、新たに障がい者制度改革推進会議を内閣府に設置している。そこでは、2006年に採択された国連の障害者権利条約の批准に向けて障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定など国内法の整備の検討が行われた。

その会議のなかで、「法令等における『障害』の表記の在り方に関する検討」が議論されている。会議のメンバーは学識経験者、障害者団体、企業、マスメディア関係者で構成され、その作業チームから提起された表記が「障害」「障者」「障がい」「チャレンジド」などである。これらの表記の発端となった「碍」の字問題について再考してみたい。

## 常用漢字表

2018年4月30日、衆議院文部科学委員会が障害者の「害」の字が持つ否定的なイメージを払拭するために別の表記を検討することを政府に求め、決議を採択している。また、参議院文教科学委員会も「碍」の常用漢字化の検討を求める決議を採択している。この背景には、東京パラリンピックの開催を契機に障害者施策の課題を少しでも前向きに解決したいという関係者の願いが込められている。

こうした流れを受け、2018年9月26日には日本障害者協議会が文部科学大臣宛に『碍』の常用漢字化についての要望』を提出している。その要旨は、重要なのはその言葉が伝える意味・概念であり、障害者権利条約の障害の理解を伝える表記が望ましい。表記問題の出発点は、「害虫・害悪の害と呼ばれたくない。」「私は世の中に迷惑な存在ではない。』という障害者の声からであることを踏まえ、「碍」を常用漢字に追加することを要望するというものである。

常用漢字とは、わが国の法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安として政府より示された日本語の漢字を意味する。わが国で最初に常用漢字表が発表されたのは1923年で漢字1,962字とその略字154字であった。その後、1931年、1942年、1946年、1981年、そして2010年にそれぞれ改訂されてきた。2010年の改訂で新たに追加されたのは196字、削除は5字である。この常用漢字表をめぐり、当時の状況を振り返ってみたい。

2012年5月29日の衆議院第180回国会において公明党議員より、漢字「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書が野田佳彦内閣総理大臣宛に提出されている。その内容については次の通りである。

二十九年ぶりに常用漢字表の改訂が行われ、新しい常用漢字が文化審議会の答申を受けて「鬱」「賂」「淫」など百九十六字の漢字

が追加された。文化審議会漢字小委員会がまとめた改訂思案に対する意見募集では、第一次、第二次の試案、いずれにおいても「碍」の追加要望が数多く寄せられ、内閣告示の約三ヶ月前に行われた、障がい者制度改革推進会議の『障害』の表記に関する作業チームが行った意見募集では、「障者」と「障害」を支持する意見が、ともに約四割だった。それにもかかわらず、「碍」は新しい常用漢字として追加されなかった。「害」には否定的印象が強いとして、自治体においては条例や部署名等に「障がい」を使用する例が各地で見受けられる。一方で、「碍」が常用漢字化されれば、それを使用する方向で検討するといった自治体もある。ただし、「碍」は常用漢字表にはない文字であり、現段階では検討することさえできない。まずは「碍」を常用漢字に加え、「障がい」等と同じ条件で標記の検討が行われるようにすべきであると考え。この表記をめぐる議論では、「表記だけ変えても仕方ない」「差別や偏見を取り除くことが先決」とする見方がある一方、「言葉を換えると意識や社会のシステムが変わる」「『害』を不快に思う人がわずかでもいるなら配慮すべき」といった意見もある。

また、我が国は障害者権利条約の批准に向けた準備をしているところであるが、「この条約の外務省の仮訳は『障害』を使用しているが、漢字圏では『障者』が一般的である」との指摘もある。

こうした事実を踏まえ、以下質問する。

- 一 常用漢字選定の基準を示されたい。
- 二 現行の常用漢字はすべて「一」の基準を充たしていると考えられるか。
- 三 「碍」を新常用漢字表に加えなかった理由は何か。
- 四 中国、韓国等、漢字圏においては、我が国が法律等で表記する「障害者」と同様の使用例はあるか。
- 五 内閣として「碍」を常用漢字表へ追加する意向はあるか。
- 六 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための第二次意見」では「障害」の表記の「今後の取組」として「今後、さらに推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある」「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである」としているが、第二次意見がまとめられた平成二十二年十二月から現在までの約一年半の間、推進会議で「検討」「意見集約」が行われた事実はあるか。また、国は推進会議の実質的な後継組織である障害者政策委員会に「検討」「意見集約」を促していく考えはあるか。
- 七 障がい者制度改革推進本部での議論で、「碍」を追加すべきといった結論に至った場合、国は直ちに文化審議会に検討を要請するのか。

2010年の常用漢字表の見直しにあたっては、文化庁の文化審議会では5年3カ月にわたり審議し、障害者団体をはじめとする各方面からヒアリング、意見募集も行っている。その際、常用漢字表に追加希望の上位にあがっていたのが「碍」の字である。しかし、追加はされず保留扱いの結果となったのである。なぜ、保留になったのであろうか。

[参考資料]

杉野昭博『障害学—理論形成と射程』東京大学出版会、2007年。  
内閣府『第5回障がい者制度改革推進会議議事録』2010年3月19日。